

第4章 国有財産の監査

財務省が国有財産の管理状況や使用状況にムダや非効率がないかを調査し、改善を求めるのが「国有財産の監査」です。

この「国有財産の監査」は、財務大臣の能動的な活動として、「国有財産の総合調整事務」において重要な役割を果たします。

監査により把握したムダ・非効率の改善に向けての取組については、継続的にフォローアップを行い、未利用地の創出や民間ビル等の借受の解消をすることにより財政貢献を果たしていきます。また、こうした一連の活動によって、「国民共有の財産」である国有財産が適正かつ効率的に管理されることを確保していきます。

① 監査の概要 では、監査事務がどのような流れで行われるのかを解説し、さらに、令和5年度に行われた監査結果を解説します。

② 監査の事例 では、具体的な事例を用いて、監査の視点や効果について解説します。

資料ガイド

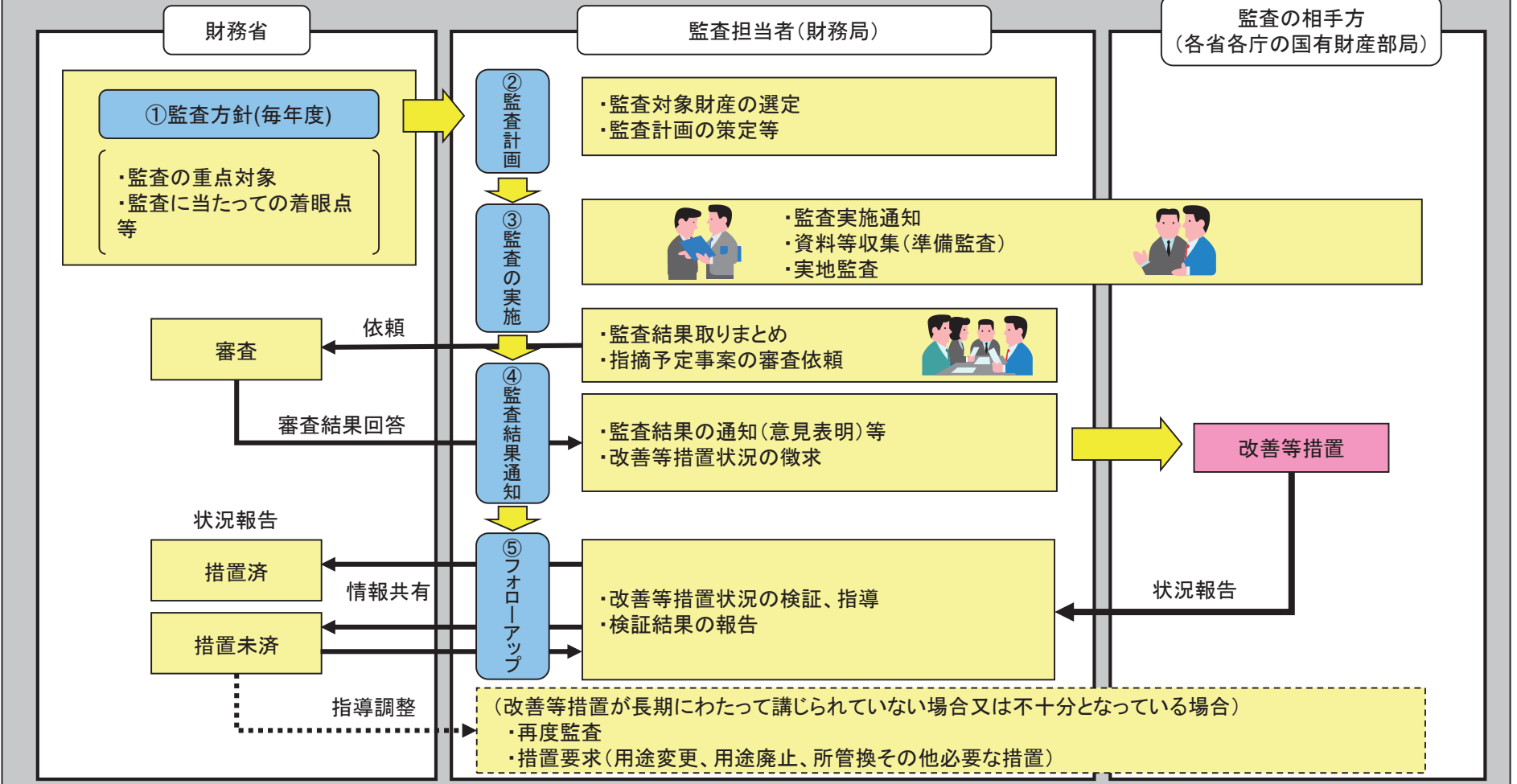
- | | |
|--------|-----------|
| ①監査の概要 | ……資料01～02 |
| ②監査の事例 | ……資料03～04 |

01 国有財産の監査

① 監査の概要

- 財務省は、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。
- 監査の実施に当たっては、財務省において、毎年度、統一的な監査方針を定め、これを受けて、財務局において、管轄区域内の財産の状況等に応じた監査計画を策定の上、監査を実施しています。

《監査事務の流れ》



02 国有財産の監査の充実・強化

①監査の概要

- 国有財産の監査については、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めました。

令和5年度における監査結果

財務省において、毎年度、重点的に監査対象とすべき財産を定めており、令和5年度においては、①未利用地の洗出しや余剰スペースの創出の観点から、「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」の使用実態、②未利用地等の有効活用を促進する観点から、「各省各庁所管の普通財産」の現地監査を重点的に実施しました。

《監査結果の概要》

全国11の財務局において、428件の監査を実施し、75件(17.5%)について問題点を指摘しました。

＜重点対象に係る監査結果＞

○庁舎等の使用実態について、有効活用等を求めたもの。

→実施件数 361件に対し、指摘件数 67件

○各省各庁所管の普通財産について、処理の促進を図ったもの等。

→実施件数 10件に対し、指摘件数 3件

《高潮等による浸水時に庁舎機能を発揮するための対策を求めた事例》

指摘対象財産



高潮による
想定浸水は
最大3.0m



河川氾濫による
想定浸水は
最大3.0m

- ①宇部地方合同庁舎（海上保安署等が入居）
土地：5,436㎡
建物：延面積4,666㎡、H8築RC地上5階地下1階

- ②鳥取第1地方合同庁舎（財務事務所等が入居）
土地：5,169㎡
建物：延面積7,883㎡、H6築SRC地上6階地下1階

両庁舎とも地下に電気設備を設置
➡浸水が発生した場合、災害対策に必要な庁舎機能が発揮できないおそれ

監査の概要

- 電気設備の移転先の確保について、管理官庁及び中国地方整備局と協議
➡利用率の低い会議室等の一部を活用する方向で調整
- 上階（①は5階、②は4階）に移設先となるスペースを捻出
- 今後、電気設備の上階移設に向け、関係官署と必要な調整を行うよう指摘

04 監査指摘事案に係る是正事例

②監査の事例

《合同庁舎の余剰スペースを能登復興事務所の移転先として活用した事例》

令和3年度監査指摘の概要

- 指摘対象財産①：七尾地方合同庁舎
（石川県七尾市、建物：延1,927㎡、余剰面積：約200㎡）
- 指摘対象財産②：七尾西湊合同庁舎
（石川県七尾市、建物：延4,377㎡、余剰面積：約150㎡）

庁舎内に余剰面積が認められるが、周辺に調整対象官署がないため、新たな行政需要への対応など、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。



是正状況

- 令和6年1月 能登半島地震が発生
 - 令和6年2月 北陸地方整備局が能登国道維持出張所内に能登復興事務所を開設（令和6年3月末まで）
 - 令和6年4月 七尾地方合同庁舎に能登復興事務所（本所）が移転入居
- ※ 同時に復興事務所（分室）を民間ビル2カ所（小島町分室及び御祓町分室）及び国庁舎内に1カ所（金沢分室）設置
- 令和7年4月まで 七尾西湊合同庁舎に能登復興事務所（御祓町分室）が移転入居（予定）

